

津久井地区・大野北地区・東林地区の皆さんへ

令和7年10月から

「ふれあい収集」 モデル事業をはじめます

ごみを自分で集積場所に持ち込むことが困難な一人暮らし等の高齢者や障がいのある方（一定の要件があります）を対象に、週1回、戸別収集（ご自宅へごみを取りに伺います。）を行う「ふれあい収集」を始めます。

ごみの収集時にごみが出ていない場合には、ご希望に応じて、安否確認も行います。

ただいま
募集中です

「ふれあい収集」は、一人暮らしの方やお住いのご家族全員が、家庭ごみを自ら集積場所に持ち込むことができず、親族や近隣住民の協力を得ることが困難な場合で、次のいずれかに該当する方を対象としています。

ご家族全員が次のいずれかに該当する世帯が対象です

- ① 介護保険の要介護2以上の認定を受けていて居宅サービスを利用している方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳のA1・A2の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方



1 利用したい時には、どうすればいいの？

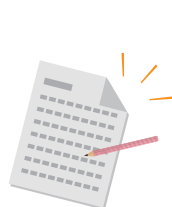
🌸「利用申請書」を提出してください。（申請は随時受け付けています。）

申請書に必要事項を記入し、モデル事業を実施する地区を所管する各高齢・障害者相談課へ提出してください。

※申請書は、利用する本人だけではなく、地域包括支援センターやケアマネジャー、親族など、ご本人と関係している方も提出できます。

🌸申請書は以下の窓口に置いてあります。

各高齢・障害者相談課や、地域包括支援センター
また、市ホームページからもダウンロードできます。



裏面に
続きます！

2 申請書を出したあとの手続きは？

- 申請書の記入内容により、要件に該当するか（ごみを集積場所に持ち込めない、親族や近隣住民の協力を得られないなどの状況）を確認します。



- 収集担当の職員が対象者のご自宅へ訪問し、ごみの置き場所などの確認をさせていただきます。その後、収集開始日や収集日を記載した利用決定通知書をお送りします。

3 ごみはどうやって出すの？

- ごみは指定された日の午前8時30分までに、収集担当の職員と事前に確認した場所に出してください。

ごみを出すときは分別をお願いします。

ごみの種類ごとに袋を分けるなど分別をして指定場所に置いてください。

ごみの種類

① 一般ごみ

生ごみや紙おむつなどの生活ごみ



② 資源

びん類、かん類、金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計・使用済食用油



③ 容器包装プラ

ペットボトル、プラ製容器包装

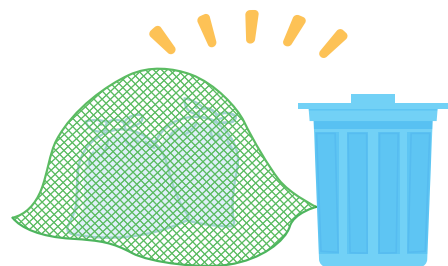
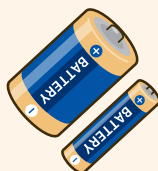


④ 使用済小型家電

ドライヤーや携帯電話など



⑤ 乾電池



ごみが風などで飛ばないようにしてください！

ごみの置き場所からごみが飛んでしまわないよう、容器やネットをご用意いただく場合があります。

申請書の提出（申し込み）は、モデル事業を実施する
地区を所管する各高齢・障害者相談課の窓口へ

【津久井地区】津久井高齢・障害者相談課

【大野北地区】中央高齢・障害者相談課

【東林地区】南高齢・障害者相談課

緑区中野613-2 津久井保健センター内

中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら内

南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター内

（1階 高齢福祉班 3階 身体・知的、精神保健福祉班）

ふれあい収集に関するお問い合わせは

廃棄物政策課

電話 042-769-8336

FAX 042-769-4445